

【論文】

日本古代のシナノとコシ

小林 昌 二

はじめに

『日本書紀』崇峻天皇二年（五八七）七月壬辰朔条には次のようにある。

遣^一近江滿於東山道使^二、觀^三蝦夷國境^四、遣^五穴人臣屬於東海道使^六、觀^七東方濱海諸國境^八、遣^九阿倍臣於北陸道使^十、觀^{十一}越等諸國境^{十二}。六世紀第四四半期に当たる右の条は、崇神天皇十年紀の四道將軍派遣や景行天皇四十年の日本武尊の東國遠征記事に続くヤマト王権の版圖拡大の記事として注目されてきたものである。ここにおける東山道や東海道、北陸道といった用語は後の令制用語の修飾をうけたものとされており、また後述するように高志を越とするなど問題のある記事である。しかし東山道をやまの道、東海道をうみつの道、北陸道をくる（ぬ）がの道とよぶような古道の存在は認められてきたところである^一。それをここでは仮に古東山道、古東海道、古北陸道と呼んでおきたい。また城柵造営に先立つ六世紀代のムツヤコシの状況から見ると蝦夷と國造、あるいは國造相互間の境界を視察し、相互監視を強めるなどの状況を示した記事としても理解できるところである。

さてこの時期のシナノとコシは、列島の政治的中央であったヤマトから今日の山形・宮城へ、つまり令制以前の出羽・陸奥に向かう古東山道や古北陸道の回廊的位置にあたった。それ故、特にシナノの古東山道については道の研究なども盛んであり、折々の道のコースや駅などの中継施設の位置、規模を明らかにする研究も少なくないが、ここではその背景となった古東山道の支配と維持に関係した政治的意味を、シナノとコシの二方向から比較してその関連を問うことによって以下の三点について明らかにしたいと考える。

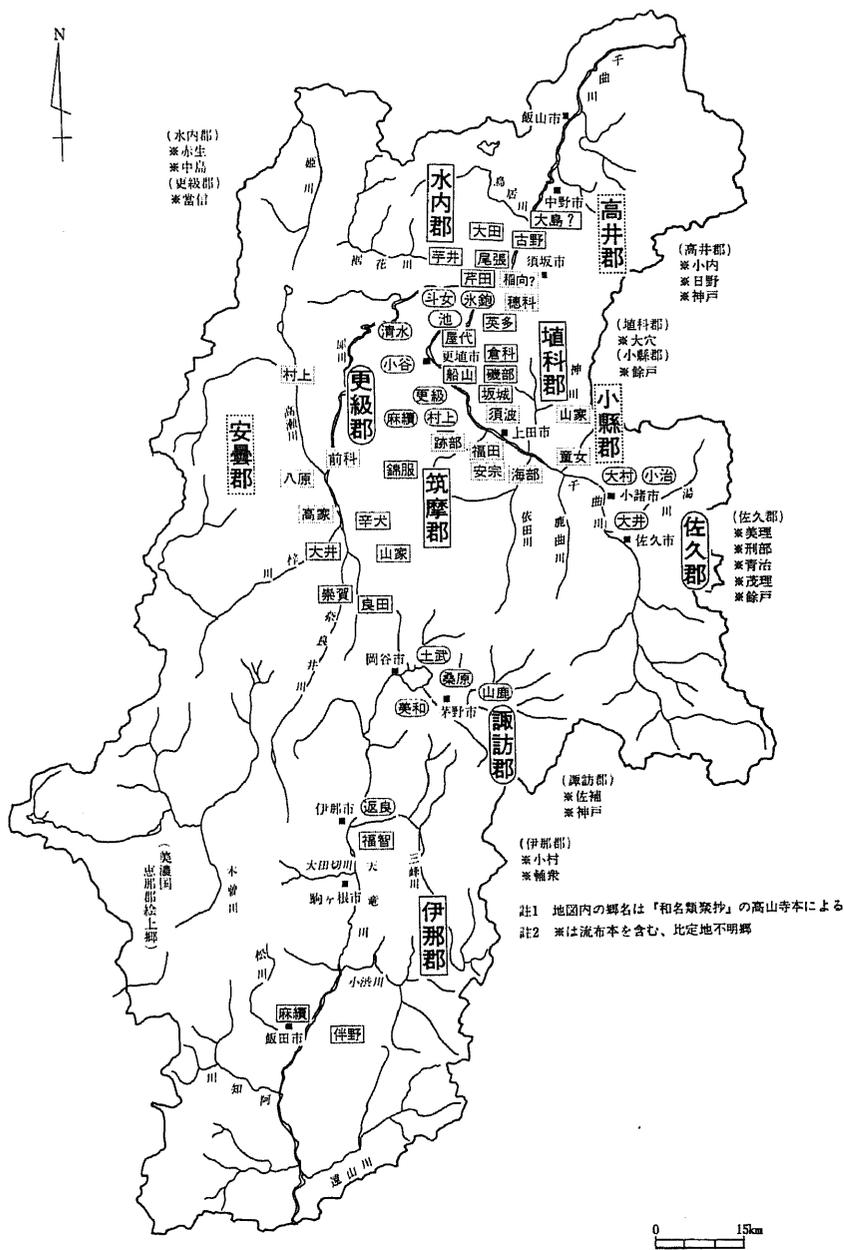
第一に、シナノもコシも東辺や北辺の蝦夷の地域に向かう辺境への通過地点にある。しかしシナノは、一國造（信濃）・一県主（諏訪）であった可能性が高く^二、他方コシには十三という多くの國造が存在した（『國造本紀』）。これが後の令制における高志國の分割に、また科野國が一つの信濃國になった前提と思われる。

第二に、シナノは、海に接していないが海部が分布し、また山部はもとより広く存在した。したがって山部が顕著であり、また海部の存在する國であった。他方コシは海部の分布が卓越し、また山部も広く分布していた。その分布の時代を具体的に理解することは容易ではないが、いずれも海部・山部の展開した國であった。コシノシリへの山部は、七世紀半ばの磐舟柵設置の際に柵戸としてシナノ

から徙民された事実があるが、それとは別の『倭名類聚抄』に見える越後国古志郡夜麻郷は、磐舟柵戸に先立つシナノからの山部集団を源流とした欽明・敏達期の徙民と考えられるのではないか。

第三に、シナノ国の表記「科野」は、天武・持統朝の記載法にあるが、「信濃」の表記は、和銅六年の風土記撰進の詔によると推測されてきた。しかしコシを高志と標記する近年の木簡出土から同様に大宝令制定に伴うものと考えられるのではないか。

以上から列島古代の文明化過程の一端を明らかにしてみたい(3)。



信濃国古代郡郷の分布推定図(『長野県史』通史編第1巻を改変)

第一章 シナノとコシの古代氏族の特色

1 シナノの氏族・部民

シナノでの氏族・部民の存在は、一九八九年の『長野県史』通史編1原始・古代編（以下「県史」）刊行の以後、一九九四年度の上信越自動車道の工事に伴う調査により発見された更埴市屋代遺跡群の出土木簡により新たに十三氏が知られるようになった⁴。

その十三氏の表1や「県史」による表2、4などによると、すでに種々の指摘が行われているが、ここではまず第一に、欽明大王の敷城嶋金刺宮や敏達大王の訳語玉幸宮などに近侍したであろう金刺舎人や他田舎人、またその部民のシナノでの存在が改めて明らかになったことに注目したい。第二には多くの部民とともにコシノシリへ、つまり後の越後方面の氏族分布にも見える山部や海部の分布の特色に注意したい。

まずその第一の金刺舎人や他田舎人とその部民について、『長野県史』ではこれらを信濃騎兵集団に結びつけているが、これにとどまらず、六世紀半ば以降の古東山道の問題や関連する上田市初期国府説などに関連づけて見たときに、その時期のシナノ以北の東国や東北の地域支配、あるいは北陸地域支配とその交通路の安定確保という課題も浮かび上がってくるように思われる。

表1 屋代木簡に見える二一のウジ名と部

既知の八ウジ名	木簡番号
刑部	一〇
小長谷部	七五
金刺舎人	一〇、八七、一一六
他田舎人	四六 一〇〇
生壬部	九〇、
物部	一五、七三、一一九
尾張部	一一八
神人部	五九
新出一三ウジ名	木簡番号
三枝部	一七、
金刺部	一〇、五九、八七、八八
他田部	一一
若帯部	六九

表2 科野 御名代の伴と部 (『長野県史』通史編第一巻 原始・古代編より一部改変)

天皇名	御名代の部	郡名	伴と部に関係する人名・地名
允恭	刑部	水内 ? 佐久	刑部智麻呂 刑部子刀自女 刑部郷
顕宗	三枝部		屋代木簡
武烈	小長谷部	筑摩 更級	小長谷部尼磨 (山家郷戸口) 小谷郷?
欽明	金刺部	伊那 諏訪 水内 埴科	金刺舎人八磨 (信濃国牧主当・大領・外従五位下) 金刺舎人貞長 (外従五位下) 金刺舎人連若嶋 (従五位下) 金刺舎人正長 (大領・借外従五位下)
敏達	他田部	伊那 筑摩 小泉 同 同	他田舎人千世売 他田舎人国麻呂 (大領・外正七位上) 他田舎人大島 (国造・防人) 他田舎人藤雄 (権少領・借外従五位下) 他田舎人蝦夷

穂積部	三
守部	七二
小野部	一
酒人部	一〇、一二、一三、一五、一八、一九、三二、 四六、五九、八七
六人部	五、一三、一五、五九
三人部	一一
石田部	一一、五九、六〇
戸田部	三

伊那	諏訪	筑摩	安曇	更級	水内	高井	埴科	小泉	佐久
郡名	氏族	人名	出典						
伊那	伊主	〔県〕	墨書土器銘						
諏訪	諏主	首	〔大同類聚方〕						
筑摩	筑主	首	〔大同類聚方〕						
安曇	安主	首	〔大同類聚方〕						
更級	更主	首	〔大同類聚方〕						
水内	水主	首	〔大同類聚方〕						
高井	高井	首	〔大同類聚方〕						
埴科	埴主	首	〔大同類聚方〕						
小泉	久米	久米舎人望足	〔類聚国史〕延暦一四・四・一						
佐久	大坂	大坂真長（郡主政外正初位上） 大坂勝義磨（郡主帳外正初位上） 大坂綱好 大坂芳羊	和歌山県小川旧庄第五区共同保管大般若経						

表3 シナノのクニの氏族（『長野県史』通史編第一巻 原始・古代編より一部改変）

舒明・皇極	推古	崇峻
若帯部	壬生部	倉橋部
		？
		他田真樹
		倉橋部逆（火頭）
		倉橋部広人
		屋代木簡
		屋代木簡
		屋代木簡

表4

郡名	品部	伴造	人名・(地名)	出典
伊那	若麻績部 建部	大伴	若麻績東人(麻績郷) 伴野	『伊呂波字類抄』『神明鏡』 『大同類聚方』
筑摩	錦部		錦部氏の女 (錦織郷) 『錦服部』 (山家郷) (辛犬郷) (犬飼島) 辛犬甘秋子 山家郷戸主物部東人	『日本三代実録』貞観六・二・二 『殿村遺跡』出土墨書土器
諏訪				
安曇	犬養部	物部連	(犬飼)	?
更級	麻績部 建部		(麻績郷) 建部大垣	『続日本紀』神護景雲二・五・二八
水内	犬養部		(犬飼)	長野市
高井	物部 神人部 犬養部	物部 神人	物部連善常 穂科郷衛士神人 (犬飼)	『日本三代実録』貞観九・三・二一 『平城宮木簡』宝龜五 飯山市

参考 (一部略)
信濃 科野
信濃浜足(金光明寺写経所書生) 信濃虫磨 信濃連勝磨(陸奥国江刺郡信濃郷) 信濃 科野友麻呂 科野石弓
正倉院文書天平一五・一〇・一五 正倉院文書 『大同類聚方』 『兵範記』 『続日本紀』天平宝字五・三・一五 『続日本紀』天平神護二・三・一七

埴科	磯部 神人部	神人	(磯部郷) 防人主帳神人部子忍男	『万葉集』二〇 天平勝宝七・二・二二
小泉	爪工部 海部 建部	大伴連	海野郷戸主爪工部君 (海部郷) 大伴連忍勝	「正倉院紐心麻綱墨書銘」 『日本靈異記』宝龜五・三
佐久	建部	大伴	(伴野郷)	
不明	鳥取部			

七世紀半ばの城柵の時代に先だつ六世紀代の陸奥方面には、関東系土器を使用する集団の集落遺跡が検証され、東国からの進出を示すものとして注目する研究が現れている⁵⁶⁾。これに触発された私見では、すでにケヌにおける安閑紀の緑野屯倉設置が示すように、東山道方面の陸奥への交通路強化を見出した。またこれとともに日本海側に対してもシナノく上越方面からの佐渡やコシノシリへの磐船方面に向かう物部を中心とした勢力が進出した痕跡をたどり、次の動きと関連することを論じた⁵⁷⁾。

すなわち『日本書紀』によると新羅と結んで起こった筑紫国造磐井の反乱(継体二十一年紀、五二七)が鎮圧された後においても、日本海側の佐渡嶋には北方肅慎が留連し(欽明五年紀、五二六)、また高句麗使が(欽明三十一年紀、五七〇および敏達二年紀、五七三、同三年紀、五七四)次々に來航したことを記している。

なかでも欽明紀三十一年四月条に見える道君氏による高句麗使隱匿事件では、漂着した高句麗使にコシノクチの加宜国造道臣氏が大王と僭称して使人を騙して国書と献上品とを隱匿したらしく、越人江沼臣裙代がヤマトアスカの宮に訴えたことにより知られるところとなり、膳臣傾子が派遣されて郡司(国造の)道臣を糾弾してその使いと調とをおさめた挿話を記している。この記事を当時の国造の独立性の強い要素から、『日本書紀』による大和王権の支配を正当化した記事であるという史料批判の立場を強調した『福井県史』では隱匿などでなかったとする見方をしているが、少なくともそうした対外関係における使節接遇の地方国造委任状況が存在していた事実是否定できないのである。

日本海沿岸地域にはかかる対岸地域の政治的・外交的な動向に、なお独立的に対応して利益をむさぼろうとする国造の動向が存在しており、これを監視し統率する課題が存在していたと云わなければならない。

したがってシナノから上越方面のルートは、むしろ一元的なものではなく北陸西部方面からの動きと軌を一にするものであろうと考えられる。それ故にこそ、新潟県村上市の浦田山遺跡の古墳(石室は、竪穴系横口石室という北九州や若狭の系譜を引くことも重要であり、浦田山丘陵南端にある石船神社(祭神が物部氏祖先神の饒速日尊)であることも興味深い⁵⁸⁾。

第二のシナノとコシノシリへ、つまり後の越後方面の山部や海部の分布の特色に進む。

『日本書紀』大化三年是歳条には淳足柵に柵戸をおいたとあるが、どこからの徙民であるか明言がない。翌大化四年是歳条における磐舟柵の柵戸にはコシとシナノからの民であることが記されている。これまでも次のような『倭名類聚抄』郡郷名の類似からも注目されてきた⁸⁾。

『倭名類聚抄』

沼垂郡 足羽郷……越前国足羽郡

沼垂郷……不明

賀地郷……越前国丹生郡可知郷

磐船郡 佐伯郷

山家郷……信濃国小県郡山家郷、乃至は、筑摩郡山家郷

利波郷……越中国砺波郡

坂井郷……越前国坂井郡

このようにコシノシリへの七世紀半ばの徙民柵戸の故郷が辿れるとすると、なお『倭名類聚抄』古志郡条の夜麻郷の存在が興味深い。古志郡郷家が想定される八幡林官衙遺跡出土の八世紀中頃とされる木簡⁹⁾から山部直廣島万呂や、墨書土器の「山直」（九世紀中〜末）が知られることなどから郷名の氏族との関連および八世紀半ばの存在を認めてよい。また一方、沼垂郡地域の曾根遺跡から墨書土器の「山」（年代不詳）が一点、発久遺跡から七点（いずれも八世紀後半〜九世紀）、腰廻遺跡から一点、また胎内市中条地区蔵ノ坪遺跡からは三点（いずれも九世紀中〜後）が出土している。なおここで一つ付言しておきたいことは、屋代木簡中（木簡番号九〇号）に養老七年十月の年紀を伴う「船山郷井於里戸主生王（壬）マ（部）小萬戸口」が出土している。船山郷は埴科郡とされるが、中でも「井於里」の初見が注目される。それというのも沼垂郡域の福島潟湖岸の曾根遺跡から「井於連」なる木簡が出土しているからである。沼垂郡の名称にルーツがあるとすればどこか。沼垂郡は、地元新潟市沼垂地区の古老によると、「沼垂」は「ヌツタリ」の他に「ノツタリ」ともいうという。第三章で「野」に注目したが、科野との関連が想起されるのである。

磐船郡郷名については、二〇〇五年度調査により一〇世紀前半の西部遺跡から漆紙文書が出土し、佐伯と坂井の郷名が確認された。

さて以上のコシノシリへ地域おける山部の分布では、磐船郡のみならず、古志郡や沼垂郡に広がることも確認できた。磐船郡の山家郷は『日本書紀』の記事により、また古志郡の夜麻郷は、信濃川中流域の長岡市周辺と見られることから、これもシナノからと考えられるが、沼垂郡での「山」の源流がどこか、古志郡夜麻郷や磐船郡山家郷からのそれか、あるいはシナノ、また越前、コシノクチから

のものの可能性ももとより否定できない。

信州の海部定着について注目した黛弘道は、まず海部を俯瞰して魚を捕り藻塩を焼く漁民の海人族について安曇・宗形・大和の三系列の一五氏に加えた海部とその伴造氏を掲げ、次のような大きな分類を行っている¹⁰。

- ①内国志向型海人（最も優勢を誇ったのは安曇連氏や阿倍氏と同族の膳臣氏、後に同族の高橋朝臣氏に押される地位になる）
②海外志向型海人（宗形君氏）

ついで氏は、信州の海部の定着の痕跡を次のように指摘している。まず南安曇郡穂高町大字穂高に鎮座する式内名神大社穂高神社における祭礼の御船祭の船壇尻（山車）が曳き出されることに、またその神官に犬養氏（安曇犬養氏）や和田氏（本姓倭太氏）がいたことと前者海洋民安曇氏の定着の跡を見出している。また古代史料にある安曇郡、安曇部からこれを称する海洋民の存在があり、小泉郡の海部郷や跡部郷（物部系船長伝承）、埴科郡の玉依比売神社（海神の娘を祀る）、更級郡の式内氷鉦斗売神社（安曇氏の祖先神宇都志日金拆命）などからその痕跡を追い、和田や犬飼の地名、さらには八木、波田、赤石、弛（たるみ）などの地名にその可能性があり、「信州には到るところに海洋民定着の痕跡が検出できる」と云い、「海洋民が海岸地帯に多いのは当然だが、その一部は河川を遡上して内陸に分け入り、そのまま定着してしだいに農・山村の民となることが少なかつたのである」と述べている。そして具体的には「信濃川を下流から上流まで辿ってみると、河口付近から源流近くまで、海洋民ゆかりの地名が点々と連なっていることを知るのであるが、」とその主な河川の経路についても述べている。

さてその六〜七世紀の信濃川の河口付近には、次に述べるように最近実在が確かとなった高志深江国造がいた。『先代旧事本紀』の「国造本紀」には、これが加宜国造の道君氏と同祖である素都乃奈美留命を祖先としていたとしている。加宜国造の道君氏にはなるほど素都乃奈美留命を祖と掲げ、これを能登国造と同祖としているが、能登国造には活目帝皇子大入来命孫彦狭嶋命が任じられたとある。その信憑性にはむろん問題が多い。これらの系譜記事は、これまでも後の阿倍比羅夫の北征に関わる阿倍系への付会の疑いも説かれ、またその前史における阿倍氏との結びつきを示す付会とも解されている¹¹。

『日本書紀』孝元七年条に大彦命を祖とする阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狭狭城山君、筑紫国造、越国造、伊賀臣の七族を同族とする記事がある。一方「国造本紀」の筑紫国造には、志賀高穴穂朝御世に大彦命の五世孫道命が国造に任ぜられた旨を記し、また高志国造にはやはり志賀高穴穂朝御世に阿閉臣祖屋主男心命三世孫市入命が任じられた旨を記して、阿倍一族への同族関係を掲げている。

以上の「国造本紀」の系譜記事などから、高志深江国造は北陸の加宜国造道君氏との同祖関係が語られ、また能登国造、高志国造などと親近な関係も表現されており、北陸国造との同族関係を示唆するところを汲み取ることができるのである。大和王権はこの信濃川河口を扼する高志深江国造に対し七世紀半ばに淳足柵を設けているが、その信濃川中流域の蒲原郡には、『倭名類聚抄』によると日置

郷があるほか、現在の加茂市に式内青海神社があり、また青海郷があつて青海首との関連が示唆され、また付近に小伏郷があり、小布施神社があるなど阿倍氏系氏族の存在も確認できる。信濃国更級郡には日置神社や布制神社があるなど、黛弘道という海洋民ゆかりの地名に加えたシナノとコシの関係が読みとれるのである。だが問題は、その時期を何時にとらえることができるかであろう。ここでは、シナノに金刺舎人や他田舎人を配置した欽明・敏達の時期を想定しておきたい。

十五氏とその他の海人氏についての表

右京神別 地祇

宗形朝臣 宗形系

安曇宿禰 安曇系

海犬養 安曇系

凡海連 安曇系

青海首 大和系

八木造 安曇系

倭太 大和系

大和国神別 地祇

大和宿禰 大和系

摂津国神別 地祇

大和連 大和系

凡海連 安曇系

安曇犬養連 安曇系

物忌直 大和系

河内国神別 地祇

宗形君 宗形系

安曇連 安曇系

等禰直 大和系

十五氏以外の氏

海部とその伴造……海部直、海部首、海部臣

大和氏同族……明石国造、久比岐国造

以上の他には、海人族とは異なるが、古代水軍を指揮した阿倍氏、物部氏、紀氏などの海人族集団を統率した大和中央豪族とその一族や部民集団のことを考慮する必要がある。

第二章 高志深江国造の実在と淳足柵の位置

1 木簡出土による高志深江国造の実在などの意義

高志深江国造の記述は、『先代旧事本紀』所収の「国造本紀」においてのみ知られるだけであった。しかしいま次の木簡出土による二つの発見が、高志深江国造の実在を確かな理解に導き、またシナノとコシとの関係を考察する上でも大きな意味を与えている。

まず第一に、物部系偽書とされる『先代旧事本紀』中の「国造本紀」に唯一見られる北陸系末尾の久比岐国造や佐渡国造に並ぶ高志深江国造の記載は、信濃国造の場合とは異なって他の文献に全く見出すことのできないものであった。しかし、一九九〇年一月に新潟県三島郡和島村の八幡林遺跡で発見された養老年号を伴う「沼垂城」墨書木簡とこれに伴出した蒲原郡司符木簡において、蒲原郡行政に従う「高志君大虫」や「高志君五百嶋」が見られ、蒲原郡に高志君氏のいたことが初めて明らかになったのである¹²⁾。

第二に、その後間もない一九九四年に、平城京二条大路出土の天平八年の年紀を記す木簡群の中に「越後国沼足郡深江×」と『倭名類聚抄』などによっても未見の「深江（郷）」の郷名と見られる「深江」を表記した木簡が、概報に掲載・発表されたことである¹³⁾。ここに「信濃・阿賀野両大河の河口付近」が「深江」とも称せられていたことが推測できることとなり、孤立した「国造本紀」記載の高志深江国造は、蒲原郡高志君氏を遡り、また沼足郡の「深江（郷）」は、地形に根ざした地名であり、また高志国の「沼足郡」の「深江」郷の名称になったことに間違いがないことが判明し、高志深江国造こそこの付近を本拠とする国造であることが確かなものとなった¹⁴⁾。

これによって第一に、「国造本紀」記載の国造について、特に前後の久比岐国造や佐渡国造の実在性が高まったことにあり、ひいては信濃国造を含む「国造本紀」の国造記載についてなお個々の検証の必要はあるとは言え信憑性が高まったことも否定できない。第二には七世紀半ばに始まる淳足柵の存続が養老年間には沼垂城と名称を変えて展開した過程がクローズアップし、威奈大村墓誌銘に見える慶雲二年（七〇五）の「越後城」の記述がこの間に位置づけられることになり、これら名称の示す組織の関係や変遷、越後国府の移

転の時期の関係が改めて問われることになったのである。第三には淳足柵の設置が、高志深江国造の拠点付近であり、磐舟柵もその勢力範囲内であろうと考えられ、なぜこの地に、ほぼ同時期に設けられるに至ったのかなどの問題が浮かび上がってきたといえよう¹⁵⁾。

2 淳足柵設置の位置問題とシナノ

ここでは第三の大化三年(六四七)の淳足柵設置や、大化四年(六四八)の磐舟柵の設置が、蝦夷支配領域の地というよりも、高志深江国造の支配地域に行われたものである。つまり六世紀代に北陸コシの北辺はすでに高志深江国造の地域内であったにもかかわらず、なぜまずこの地に設けられたのか、という問題にある。

問題の起点が『日本書紀』皇極元年(六四二)の「越辺の蝦夷数千内附す」にあったことも別に述べたことであるが¹⁶⁾、そもそも「越辺」とあるコシの辺境の蝦夷とはどのあたりの蝦夷を指しているのが問題であった。ここでは細かな考証を省くが、山形県酒田市、庄内方面の蝦夷であったと考えられること。この根拠としては、後の斉明五年(六五八)の阿倍比羅夫の遠征が、まず鮑田蝦夷恩荷への攻勢・服属から記述されていることにある。この時の遠征の功労者として淳足柵造大伴君稻積とともに名前を漏らしたという都岐沙羅柵造が叙勲された。この都岐沙羅柵にはその設置・造営の記録はなく、ここに一度見えるだけである。これを磐舟柵以外には考えられないとしてこれを当てることもあるが、磐舟柵名称の変更は淳足柵に変更がここに見られないことからおおよそ考えがたい。そもそも淳足・磐舟柵の両柵が内水面をも利用した同時設計の兄弟の柵とも言うべきことを同様に述べたところであるが、この都岐沙羅柵もあるいは同時的に設計され磐舟柵の北方に引き続き創られたものである可能性が高い。敢えて言えば、『続日本紀』和銅二年(七〇九)条に設置記事を欠いて突然に見える出羽柵の前身であった可能性がある。従ってその庄内近辺の都岐沙羅柵造が阿倍比羅夫軍に加わってこそ、この軍がまずは鮑田蝦夷に向かったことが解けるといえるであろう。

かくして皇極元年の越辺の蝦夷数千の内附記事は、酒田市、庄内方面の蝦夷の内附と見られ、これを歓迎した皇極女帝や蘇我大臣蝦夷がその保護を約し、これまでこの地の蝦夷関係を高志深江国造の仲介などに委ねてきた不安定な支配関係をこの機に清算し、淳足・磐舟柵、さらには都岐沙羅柵を設けることによって直轄支配に移したものと考えられる。その高志深江国造への具体的な圧迫としてシナノを含むコシからの徙民柵戸が行われたと見たい。

第三章 シナノとコシの国名表記

1 『古事記』と『日本書紀』とに見えるシナノの国名

『古事記』では、すべて「科野」とあることに對し、『日本書紀』は、斉明六年是歲条の「科野」の一例を除き、すべて「信濃」に書

き換えている。これを分析した『長野県史』通史編Ⅰは、『古事記』の記述が正しいとし、古くは「科野」の表記であったとしたことは正しい。だが「信濃」の表記になったのは、和銅六年（七一二）の風土記撰進詔によると推定しているがそれは果たして妥当なことであろうか。参考にさるべきは、『日本書紀』の北陸道「越」の書き換えの時期をめぐる問題である。以下節をかえて述べていく。

2 「高志国」と「越国」

藤原京朝堂院回廊東南部から出土した「高志前」の墨書は、北陸道の「高志」が前、中、後、若狭、佐渡に分割されて以後に記述されたものと考えられる。ここで共伴した木簡の年紀には、戊寅年（六七八）や大宝元年（七〇一）などがあり、また「上毛野国」や「旦波国」の国名を表記したものがあつたが、一方分割前と見られる飛鳥京苑池遺跡出土の「高志国利波評」を記した木簡には、戊寅（六七八）の年紀を記載する木簡が共伴出土している。したがって「高志国」の分割は、六七八年以後であり、その表記は「越国」でなく「高志国」であり、分割後も「高志前」などのように「高志」で表記していたことが明らかになった。

こうして「高志国」の分割は、「高志」を「越」にすべて書き換えている『日本書紀』には、持統六年（六九二）九月癸丑（一四日）条に「越前国司」が白鳥を献上した記事に初見する。なお『日本書紀』の「越国」の表記の最後は、天智七年（六六八）八月に「越国献燃土与燃水」である。

これらによって高志の分割は、持統六年以前となるが、私見では持統四年（六九〇）の庚寅年籍の作成が契機になったと考えている。その分割は行われたが表記は依然として「高志前」を使用していたことが前掲木簡によって知ることができる。

ではいつから「高志前国」など「高志」の表記が、「越」に変わったのか。そのヒントは慶雲四年（七〇七）に「越後城」で卒したことを記した越後国守威奈大村墓誌銘である。ここに見える「越後城」、「越城」の記載から、このときまでに「越後国」という変更があつたことになる。慶雲四年（七〇七）の段階までに表記変更があつたとすると、时期的には、大宝律令の施行が考えられてよい。このコシの表記の変遷は、シナノの表記の変遷にも及んでいると言えないか、これが第三の問題である。

3 シナノとコシの国名の由来

さて「シナノ」の名称の由来についてもいささか触れておきたい。

これについては、四つの説があることを『長野県史』通史編Ⅰ（二九九頁）は述べている。

第一には、シナを階段と見て、坂の多いところという賀茂真淵からの説が有力という。

第二はシナの木（花、果実が薬用に、皮は布、縄、紙の材料、諏訪大社の古式装束）にありとする谷川士清、本居宣長らの説とこ

ろという。

第三は、風の強いところという。『日本書紀』に「しなとべのみこ級長戸辺命」、『延喜式』に風の吹き起るところを「科戸」としている。これは諏訪神、水内神が風の神でもあることにもとめるものであるという。

第四は、篠の生い茂ったクニであるという。

右の第一～四の説が、何れもシナの理解についての説であるが、『長野県史』は、東山道沿いの三国の名称に共通する「野」に注目し、美濃の古表記の三野↓科野↓毛野と注目した点は十分に頷けるものである。なるほど三野は、広い三つの野や真野の義があり、毛野の毛には、他にも（食）（氣）の義などがある。

しかし『長野県史』では律令制の前後の時代における「野」とはなにか、という検討のないことが惜しまれる。美濃国は、三野国と上野国、下野国は毛野国などあるように、その国名表記において「野」を変更したものは見あたらない。この「野」について検討の必要があることは明かである。小稿もその点ではここに十分な準備はないが、古代の「野」には大王、天皇の禁野（シメノ）などがあり、そこには野守がいるなど、古代の開発と関連する王権の支配権の及びやすい地目を物語っていることを指摘しておきたい。

つまり律令制の雑令国内条^①における山川藪沢は、官の利用のない場合に公私共利ではあるが、官の優先利用を明示している。「野」とは山川藪沢のことに他ならないが、王権の及びやすい地として、王権を行使する開発の対象地であった可能性がある。その野の扱いについて『播磨国風土記』の地名説話に多くみられるが、ここではその典型的な一例を掲げてみる。

賀毛郡山田里に続く「猪飼野」の条には、

猪飼野 右 号猪飼者 難波高津宮御宇天皇之世 日向肥人朝戸君 天照大神坐舟於

猪持参来進之 可飼所 求申仰 仍所賜此処 而放飼猪 故曰猪飼野

意味するところは、野が猪飼と名付られたことについて、仁徳天皇の御代に日向の肥人の朝戸君が天照大神の坐す舟の上に、猪を持参してやってきてこれを奉ったときに、猪を飼うべき処をお願いしたことにより、この地が賜られて、ここで猪を放って飼うことになったことによる、旨にある。ここでこの地を賜った主は、天照大神になるが、王権を意味しているものである。

そうした観点から、三野↓科野↓毛野の国名表記が採用されたのには、特に王権の支配地としての野への期待が反映していると思われる。

これに関連して「コシ」の名称の由来についてふれるならば、それは「高志」からの国名であることが明かである。従来コシは、越の文字から峠などを越えるものと理解してきた向きがあるが、高い志や、古い志の国名が地域名に由来するとすると、越からの理解に

は根拠がない。高い志や古い志などという抽象的な名称は考えがたく、如何なる由縁からであるか今は述べることができないので今後の課題としたい。しかしシナノの野などのように王権に由来する地名名称に同様に関連するものとして考えられるものに「淳足柵」の「淳」や「沼垂城」の「沼」があると思われる。これらについても今後分析していくことが必要なようである。

おわりに

以上述べてきたことをまとめるとおよそ次のようなことになる。

- 1 シナノもコシも何れも北方の蝦夷に及ぶ辺境への通過地点にある。しかしシナノは、一國造・一県主であった可能性が高く、他方コシは多くの國造が存在していた。これが後の高志國の分割に及び、また科野國が一つの信濃國となった歴史的前提と思われる。
- 2 シナノは、海に接していなくても海部が広く分布し、また山部ももとより広く存在し、山部・海部の國であった。コシは海部の卓越した國であったが、山部も広く分布し、いわば海部・山部の國であったといえる。後の越後國古志郡夜麻郷は、欽明・敏達期のシナノの山部集團の進出として行われた可能性が高く、それが七世紀半ばの磐舟柵設置の際のシナノからの柵戸の進出に続いたものと見られる。
- 3 シナノ國の表記「科野」は天武・持統朝の記載法であり、「信濃」は大宝律令制定に伴うものと考えられる。その天武・持統朝の「科野」は、「野」という王権が強く及ぶ支配地目であることによるものでないか。

付記 小稿は、二〇〇六年一月二五日に行われた金鶏会主催の「日本歴史講座 いま明かされる古代XVIの第5回「日本古代のシナノとコシ」の講演原稿を基に改訂を加えたものである。金鶏会館（国登録有形文化財 長野高等学校旧南校舎）

注

- (1) 岩波古典文学大系『日本書紀』（下）一六八頁注三三
- (2) 『長野県史』通史編一原始・古代（一九八九）
- (3) 中国文明の辺境に咲いた日本古代文明の文明化過程には、さらにその辺境としての東辺や北辺、あるいは南辺の文明化過程が伴った。この文明化過程は、列島の中央史のみならず地域史をつらぬく運動・波動のように捉えることができるならば、その折々の文明化の要因や特質の解明、ひいては各時代の地域関係史の課題を引き寄せることにつながる。むろんここでの運動とは、自然科学の扱う純粋な法則的な運動とことなり、波動を受け止める各地域の人間集團におけるさまざまな受容状態や変化が緩やかに屈

- 折し拡散していく認識にある。この示唆は、原秀三郎「日本列島の未開と文明」(『講座日本歴史1』東京大学出版会、一九八四年、後『地域と王権の古代史学』塙書房、二〇〇二年所収)からうけているところである。
- この列島弥生の稲作伝播の運動は、北九州から畿内・東海地方に広がり、ほどなく東北北辺の青森・弘前に及んだことが明らかとなっており、その後の前期古墳の築造では、新潟・福島を越え、山形・宮城の各県域に及んだことが明らかとなっている。
- (4) 『長野県屋代遺跡群出土木簡』(長野県埋蔵文化財センター 一九九四)
- (5) 熊谷公男『古代の蝦夷と城柵』(吉川弘文館二〇〇四)
- (6) 拙稿「越地域における部民分布の再検討」(『越と古代の北陸』名著出版一九九六) および拙稿『高志の城柵』(高志書院二〇〇五)
- (7) 『村上市史研究』第一号(村上市史編さん室、一九九二)
- (8) 平川南「古代における東北の城柵について」(『日本史研究』二二六号、一九八二)
- (9) 『八幡林遺跡』和島村埋蔵文化財調査報告書第三集(新潟県和島村教育委員会、一九九四)
- (10) 黛弘道「海人族の氏を探り 東漸を追う」(『海人の伝統』日本の古代八 中央公論社一九八七)
- (11) 『新潟県史』通史編1、原始・古代(一九八六)
- (12) 『八幡林遺跡』和島村埋蔵文化財調査報告書第一集(新潟県和島村教育委員会、一九九二)、拙稿「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」(『木簡研究』第一四号、一九九二)
- (13) 拙稿「沼足郡深江」木簡の出土」(『市史にいがた』一六、新潟市一九九五)
- (14) 拙稿「未発見『淳足柵』の調査等をめぐって」(『新潟史学』第四八号、二〇〇二)
- (15) 拙稿「『浅層地質歴史学』への展望と淳足柵研究の成果」(『新潟史学』第五一号二〇〇四)
- (16) 拙稿「淳足・磐舟柵研究序説」(科研報告書『前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究』二〇〇四)
- (17) 『令義解』巻十